

令和7年10月8日

公告書

エス・エヌ・ケー・テクノ株式会社
代表取締役社長 伊藤 祐介

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例（平成20年10月24日三重県条例第41号。以下「条例」という。）第21条第1項の規定に基づき「事業計画書」を作成いたしましたので、条例第22条第1項の規定により、下記のとおり公告を実施し、条例第22条第2項第9号に規定する関係住民等（以下「関係住民等」という。）は、本事業計画書について生活環境の保全上の見地による意見書を弊社に提出することが出来ます。

1 事業計画者の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び連絡先

名称	エス・エヌ・ケー・テクノ株式会社
代表者氏名	代表取締役社長 伊藤 祐介
所在地	三重県いなべ市北勢町瀬木松之下633番地
連絡先	0594-72-7850（担当者：汲田）

2 産業廃棄物処理施設設置等の目的、計画地及び処理施設の種類並びに処理する産業廃棄物の種類

産業廃棄物の処理施設の設置等の目的	現状施設の効率化、三重県と太平洋セメント株式会社との「循環型社会の推進に関する協定書」の協定事項の推進のため、既存処理施設（混練）を更新する。
処理施設の位置	いなべ市北勢町阿下喜字中川原3419番地1
産業廃棄物の処理施設の種類	混練施設
産業廃棄物の処理施設において処理する産業廃棄物の種類	汚泥（水銀含有ばいじん等を除く）、廃油、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く）、ばいじん（水銀含有ばいじん等を除く）、燃え殻、廃酸（水銀含有ばいじん等を除く）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい （上記品目は、水銀使用産業廃棄物を除く）
産業廃棄物の処理施設の処理能力	250.2t/日（8h）

3 事業計画書の写しの縦覧の場所及び時間

公告の方法	エス・エヌ・ケー・テクノ株式会社 ホームページに掲載 URL: http://www.snk-techno.co.jp/
公告予定日	令和7年10月8日(水)
縦覧の場所	(1) エス・エヌ・ケー・テクノ株式会社 北勢工場 三重県いなべ市北勢町瀬木松之下633番地 (2) エス・エヌ・ケー・テクノ株式会社 統括本部 三重県四日市市清水町4番45号
縦覧の開始予定日	令和7年10月8日(水)
縦覧時間	8時 30分 ~ 17時00分(土曜日、日曜日、祝日を除く)

4 説明会の開催を予定する日時及び場所等

日時	令和7年10月24日(金) 16時00分 ~ 17時00分
場所	三重県いなべ市北勢町瀬木松之下638番地 エス・エヌ・ケー・テクノ株式会社 北勢工場 応接室(収容人数10名)
周知の方法	関係住民等に対し、自治会長を通じて個別に通知

5 意見書の提出期限、提出先等

提出期限	令和7年11月25日(火)
提出先	〒511-0417 三重県いなべ市北勢町瀬木松之下633番地 エス・エヌ・ケー・テクノ株式会社 北勢工場
提出方法	持参又は郵送 ※提出期限日必着(持参の場合、土曜日、日曜日、祝日を除く)
様式	規定なし ※住所、氏名、法人にあつては名称及び代表者名、主たる事務所の所在地を記載し、事業計画書について生活環境の保全上の見地からの意見をお願いします。

6 その他手続等

見解書の縦覧	意見書の提出があつたときは、意見書に対する弊社の見解を記載した書面(以下「見解書」という。)を作成し、縦覧に供します。
再意見書の提出	見解書を縦覧した場合、関係住民等は見解書について生活環境の保全上の見地からの意見を記載した書面(以下「再意見書」という。)を弊社に提出することができます。
再見解書の縦覧	再意見書の提出があつたときは、再意見書に対する弊社の見解を記載した書面(以下「再見解書」という。)を作成し、縦覧に供します。
備考	見解書及び再見解書の縦覧の場所、期間及び時間並びに再意見書の提出期限及び提出先等については、弊社のウェブページ (URL: http://www.snk-techno.co.jp/)に掲載します。